

日本司法支援センター中期目標

平成30年2月28日

法 務 大 臣 指 示

総合法律支援法（平成16年法律第74号）第40条の規定に基づき、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

支援センターは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として、総合法律支援法に基づき、平成18年4月に設立された法人である。

支援センターは、同年10月の業務開始以来、同法に基づき、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務等を実施してきたほか、いわゆる震災特例法¹に基づく東日本大震災法律援助事業の実施、「司法ソーシャルワーク」²の推進など、総合法律支援の中核を担う法人として重要な役割を果たすとともに、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能してきたところ、今後も、こうした役割・機能を果たし、利用者である国民等のニーズに応えていくことが必要である。

特に、平成30年1月24日の改正総合法律支援法³の全面施行に伴い、認知機能が十分でない高齢者・障害者等やストーカー・DV・児童虐待の

¹ 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）。

² 高齢者・障害者をはじめ、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的援助を求めることが期待できない者に対し、福祉機関等と連携して働き掛け、そうした者の法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組をいう。

³ 総合法律支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第53号）。

被害者に対する新たな法的援助が追加されるなど、支援センターは、法的援助を要する者の多様化に対応することが期待されている。

また、平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「総合法律支援など頼りがいのある司法の確保」が掲げられたほか、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供することが目標とされるなど、支援センターが中核を担うことが期待されている総合法律支援の実施及び体制の整備は、政府としてはもとより、国際的にも、重要な施策の1つとして位置付けられている。

さらに、平成28年4月に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」をはじめとする政府の施策において、被害者支援の充実等が求められており、支援センターは、引き続き、犯罪被害者に対する支援に取り組んでいくことも期待されている。

そこで、支援センターがこうした期待される役割を十全に果たすことができるよう、第3期中期目標期間における業務実績についての評価結果等も踏まえ、第4期中期目標は以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図

第2 中期目標の期間

支援センターの中期目標（第4期）の期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

第3 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

1 業務運営の基本的姿勢

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を実施する法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心掛ける姿勢を基本とする。

支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業

務の改善等適切な対応を行う。

主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。

2 組織の基盤整備等

(1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上

職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量の変動についての的確に把握・分析し、業務量に応じた適正かつ効率的なものとする。

職員の能力の向上のため、多様な経験を積むことができる人事配置等を行う。また、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの多様な取組に適切に対応できるよう、視聴覚教材の配付等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。

イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。

常勤弁護士については、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析し、配置人数の適正化を図るとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁

護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助への対応を含め、常勤弁護士が各種法律事務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

【指標】

- ・常勤弁護士1人当たりの事件処理件数について、前年度比で3パーセント以上増加させる。

【難易度：高】

常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから、難易度は高い。

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

(3) 事務所の存置等

事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえつつ、存置・移設・設置の必要性について不断の検討を行うとともに、特に、出張所・扶助国選対応地域事務所・司法過疎地

域事務所については、以下の見直しを進める。なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、設置基準を設定した上で、具体的な検討過程を明らかにする。

ア 地方事務所と地理的に近接する出張所については、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。

また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。

イ 扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。

ウ 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、司法過疎地域事務所の設置趣旨に鑑みて、統廃合を含めた見直しを進める。

【重要度：高】

効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存置等の必要性について不断の検討を行うとともに、必要な見直しを進めることが重要であることから、重要度は高い。

【難易度：高】

事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要がある。また、当該地域の住民や地方公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、難易度は高い。

3 関係機関等との連携強化

改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁

護士会，司法書士会等の関係機関・団体と極めて密接な連携が必要であることに鑑み，関係機関連絡協議会及び地方協議会の開催等により，関係機関等との連携強化を図る。

【指標】

- ・各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。
- ・地方公共団体，福祉機関・団体への業務説明を年度計画で定めた回数実施する。

第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 情報提供業務

(1) 適切な情報提供の実施

利用者やニーズの多様化に対応するため，多様な方法での情報提供を実施するとともに，FAQ及び関係機関情報の充実を図る。

情報提供担当者に対する研修等の実施により，質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに，民事法律扶助をはじめ，利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。

また，地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について，コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い，利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。

【指標】

- ・利用者満足度調査において，5段階評価で平均4以上の評価を維持する。

(2) 法教育事業

法教育関連事業を行う法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ，支援センターとして取り組むべき法教育事業の内容及び目標を具体的に定めた上で，法教育事業の充実を図る。

【指標】

- ・一般市民向け法教育企画について、年度計画で定めた回数実施する。
- ・一般市民向け法教育企画への参加人数を前年度同水準とする。

2 民事法律扶助業務

福祉機関等との連携を強化し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障害者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、全国的な取組として司法ソーシャルワークを推進し、高齢者・障害者をはじめ、自ら法的援助を求めることが期待できない者に対する適切な援助を行う。

また、より身近で利用しやすいものとなるよう、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。なお、これらの実施に当たっては、司法修習を修了した者による社会還元を含む弁護士による公益活動との連携をも図るものとする。

【指標】

- ・福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。

【重要度：高】

改正総合法律支援法により新たに追加された特定援助対象者法律相談援助及び司法ソーシャルワークは、関係機関との連携の下、法的問題を抱えているが法的サービスを自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象に実施するものであり、超高齢社会の到来を迎えることを踏まえると、重要度は高い。

3 国選弁護等関連業務

刑事訴訟法の改正に伴い被疑者国選弁護事件が大幅に増加することも踏まえ、各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間での協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。

裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適

切な指名通知を行う。

また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

【指標】

- ・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。

4 司法過疎対策業務

司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策について、関係機関等との連携を含め、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。

5 犯罪被害者支援業務

(1) 適切な支援・援助の実施

第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、政府として取り組む犯罪被害者支援施策に適切に対応すべく、支援センターにおける対応事例の分析、犯罪被害者等のニーズのくみ上げ等を行うとともに、これを踏まえた業務の改善、職員への周知等を実施し、犯罪被害者支援に携わる職員の能力向上を含めた適切な支援体制を整備する。

弁護士会、警察等の関係機関等と連携し、改正総合法律支援法に基づくストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法律相談援助をはじめ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な援助を実施する。

各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏まえつつ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を適切に紹介できる態勢を整備する。

【指標】

- ・精通弁護士数を前年度以上とする。
- ・全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保する。

【重要度：高】

改正総合法律支援法により新たな法律相談援助が追加されたほか、第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。

(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。

【指標】

- ・2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。

第5 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費及び事業費の効率化

役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。

一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、調達方法の合理化を図り、全体として効率化に努める。

【指標】

- ・運営費交付金について、一般管理費（新規・拡充分、人件費及び公租公課を除く。）を前年度比で3パーセント以上削減する。
- ・運営費交付金について、事業費（新規・拡充分、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比で1パーセント以上削減する。

【重要度：高】

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進める必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。

2 事業の効率化

(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

コールセンターの運営に当たっては、必要なサービス内容や一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。

【指標】

- ・ 応答率について、中期計画で定めた水準を維持する。
- ・ 1 コール当たりの運営経費について、中期目標期間を通じて削減する。

(2) 民事法律扶助業務

審査の適正を確保しつつ、書面審査及び単独審査を活用するなどし、事務手続の合理化を図る。

(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の合理化を図る。

第6 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の獲得等

寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。

また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。

【難易度：高】

寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、い

ずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、難易度は高い。

2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等

引き続き、悪質な償還滞納者への対応を含め、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な立替金債権の管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施する。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者ではない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。

回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努める。

また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。

【指標】

- ・償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指す。
- ・償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。

【重要度：高】

償還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、償還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。

【難易度：高】

立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、難易度は高い。

3 財務内容の公表

財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。

第7 その他業務運営に関する重要事項

1 業務運営の体制維持

利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。

2 内部統制の確実な実施

(1) ガバナンスの強化

利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させる。

(2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化

国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

3 情報セキュリティ対策

支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。

【重要度：高】

支援センターが取り扱う個人情報、法的紛争に係る極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。

4 業務内容の周知を図る取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用し、効率的で効果的な方法により、業務内容の周知を図る。

【指標】

- ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。
- ・ホームページの年間ページビュー数を第3期中期目標期間中の年間平均以上とする。

【重要度：高】

支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知されることが前提となることから、重要度は高い。

5 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

日本司法支援センター 政策体系図

背景

司法制度改革の必要性

身近で利用しやすく、適正・迅速で、信頼のできる司法制度の構築

- 司法制度改革審議会意見書(平成13.6.12)
- 司法制度改革推進計画(平成14.3.19閣議決定)
- 民事法律扶助の拡充
- 司法の利用相談窓口(アクセス・ポイント)の充実とネットワーク化の推進による司法に関する総合的な情報提供
- 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備
(公正中立な運営主体を設けて公的資金を導入)等

- 総合法律支援法成立(平成16.6.2公布)
【基本理念】
民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指す
- 日本司法支援センター設立(平成18.4.10)**
【目的】
総合法律支援関係事業の迅速・適切な遂行

経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)

(平成29.6.9閣議決定)

- ・総合法律支援など頼りがいのある司法の確保
- ・犯罪被害者等支援のための施策の充実

持続可能な開発のための2030アジェンダ

(平成27.9.25国連総会採択)

- ・国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供(目標16.3)

政策体系

【基本政策】 基本法制の維持及び整備

【政策】 司法制度改革の成果の定着に向けた取組

【施策】 総合法律支援の充実強化(裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスにより身近に受けられるようするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。)

日本司法支援センターの主な業務

情報提供

- 弁護士や、司法書士等の隣接法律専門職者などに関する情報を収集・整理し、以下の方法で提供
 - ・コールセンターの設置
 - ・全国の地方事務所に専門職員を配置

※紛争解決への道案内

民事法律扶助

- 資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施
 - ・弁護士・司法書士費用の立替え
 - ・書類作成費用の立替え
 - ・無料法律相談
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対する無料法律相談を実施
- 認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施

国選弁護等関連

- 国選弁護に関する以下の業務を実施
 - ・支援センターと契約した弁護士を国選弁護人候補として裁判所に通知
 - ・国選弁護人に対する報酬の支払
- ※裁判員制度等の実施を支える国選弁護体制の整備

司法過疎対策

- 司法過疎地域に常勤弁護士を配置し、以下のサービスを提供
 - ・有償での事件処理
 - ・民事法律扶助業務・国選弁護人確保業務の全国均質遂行

犯罪被害者支援

- 犯罪被害者支援に関する以下の業務を実施
 - ・刑事裁判に被害者参加する方の意見を聴き、被害者参加人に付される国選弁護士の候補を裁判所に通知
 - ・被害者参加人への旅費等支給
 - ・犯罪被害者支援に関する情報を収集・整理し、提供(弁護士も紹介)
 - ・ストーリー等の被害者に対する資力を問わない法律相談を実施